

平成 18 年 8 月 4 日  
福島県生活環境部原子力安全グループ

「原子力政策大綱に定めた安全確保に関する政策の妥当性の評価について」  
の報告書（案）に対する意見の提出について

原子力委員会は、昨年 10 月に同委員会が策定した「原子力政策大綱」に示された原子力の研究、開発及び利用に関する政策の妥当性を定期的に評価するため、原子力委員会政策評価部会を設置したところであり、同政策評価部会は、今回、安全確保に関する政策の妥当性の評価を行うこととし、国と民間の取組に関してヒアリングを行うとともに、有識者及び国民からのご意見を伺い、評価の結果を報告書（案）として取りまとめました。

当該報告書(案)の内容に対して、本日（8月4日）、別紙のとおり、同政策評価部会宛に県の意見を提出しましたのでお知らせします。

（事務担当 原子力安全グループ参事 長谷川 電話 024-521-7252、県庁内線 2800）

- 1 安全の確保について

依然として国民の信頼を損ねる事故・トラブル等が相次いでおり、国の安全確保の仕組みが未だ十分に機能しているとは言えないことを明確にすべきである。

【意見の理由】

東京電力(株)の不正問題や美浜発電所の死傷事故等において、国が問題をチェックできず、発生を未然に防止できなかったことが国民の信頼を損ね、その後も福島第二原子力発電所3号機における原子炉再循環系配管の全周にわたるひびの見落とし、福島第一原子力発電所6号機等におけるハフニウム板型制御棒のひび割れや原子炉給水流量計の試験データの不正、福島第一原子力発電所5号機等における多年にわたる可燃性ガス濃度制御系流量計等の誤設定の見逃し等、県民、国民の信頼を損ねる事故・トラブル等が相次いでいる。

国は、平成13年に原子力安全・保安院を設置し、その後職員も増員し、また、原子力安全・保安院を支援する組織として専門家集団からなる独立行政法人原子力安全基盤機構を設立したとしているが、上記のとおり依然として国民の信頼を損ねる事故・トラブル等が相次いでおり、国が問題をチェックできず、発生等を未然に防止できていないことを指摘すべきであり、報告書(案)において、国の安全確保の仕組みが未だ十分に機能しているとは言えないことを明確にすべきである。

【報告書(案)での評価】

国・事業者等は、安全の確保に係るそれぞれの責任を明確に自覚して、それを果たすための取組を企画・推進し、さらに、自らあり方を評価し、取組の方法や規制のあり方について改良・改善等を図ってきており、それらは原子力政策大綱が示した国・事業者等の責任に関する基本的考え方と整合していると判断します。

- 2 安全の確保について

原子力安全・保安院を原子力発電を推進する経済産業省から分離すべきである。

【意見の理由】

原子力発電所の安全規制は、国がしっかり責任を持って対応すべきものであるが、当県は、これまで、国の原子力行政の体制・体質の問題を提起する中で、国の姿勢が安全確保より運転優先ではないかと指摘してきている。

福島第一原子力発電所5号機における配管減肉問題では、国は極端に減肉している事実を把握しながら、運転継続を容認し、また、福島第二原子力発電所3号機における原子炉再循環系配管の全周にわたるひびが見落とされ、誤った健全性評価が行われた問題では、国は、国民の十分な理解が得られない中、拙速に導入した制度の改正を繰り返し行い、更に、現在、全周にわたるひびを許容しない現行基準の見直し作業を進めるなど、立地地域を始め国民の信頼を得られるような安全確保に真に責任を持った対応がなされてきていない。

原子力政策大綱において、出力増強、定期検査の柔軟化や長期サイクル運転による設備利用率向上といった高度利用を期待しており、国の安全確保より運転優先の姿勢や事故等が発生して初めて安全規制の見直しを図る対応などを考えると、今後も安全確保より経済性や運転効率が優先されることが懸念される。

経済産業省設置法第20条第1項において、「資源エネルギー庁に、原子力安全・保安院を置く」と規定されており、人事面も含め、現行の組織体制において、原子力安全・保安院が原子力発電を推進する経済産業省（資源エネルギー庁）から独立していると言えるのかどうか疑問である。

安全確保に真に責任を持ってその権限を行使し、国民及び立地地域の信頼が得られ、より客観性を高めた体制を確立するためには、原子力安全・保安院を経済産業省から分離することなど、さらなる組織改革について検討させるべきである。

【報告書（案）での評価】

経済産業省から原子力安全・保安院を分離させるべきとする意見が引き続きあることから、今後とも現在の組織の評価に関する意見を分析し、問題点や改良すべき点の具体的な指摘を求めるなどして、検証を続けていくこととします。

評価の取りまとめ方について

原子力政策大綱に定めた安全確保に関する政策の妥当性の評価に当たっては、その評価作業の手法及び評価の取りまとめが不十分ではないのか。

【意見の理由】

評価は、「関係行政機関等の取組状況の把握」と「原子力安全行政に係る施策に関する評価についてご意見を聴く会」における意見交換等の検討結果を踏まえて行われているが、特に「原子力安全行政に係る施策に関する評価についてご意見を聴く会」の開催は、福島県福島市の1回だけであり、また、その際の有識者からの意見の聴取も3人と極めて少数であり、これをもって国の原子力政策の根幹をなす「原子力政策大綱」に示された政策の妥当性を評価することは、十分な評価とは言えないのではないかと考える。

評価を行う政策評価部会は、当面、原子力委員長及び原子力委員で構成されているが、本来、評価は、原子力政策についての様々な立場の方々に構成する公平・公正な第三者機関に委ねるべきであると考えます。